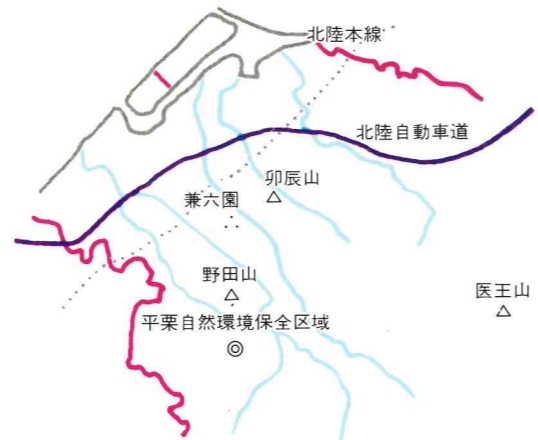


平栗自然環境保全区域

ギフチョウの多産地として全国に知られている平栗地区を、初の金沢市自然環境保全区域として指定しました。

- 【名称】 平栗自然環境保全区域
- 【位置】 金沢市平栗
- 【面積】 67ha
- 【指定日】 平成6年3月25日



保全計画

1. 自然環境の特質

本地区は、絶滅の恐れのある野生生物の一つ（危急種）に指定されているギフチョウの多産地として全国に知られており、学術的にも貴重である。



2. ギフチョウ生息環境の保全

ギフチョウの生息環境は、陽光の差し込むような明るい雑木林とその周辺がよく手入れされた竹林であり、明るい林床にはギフチョウの幼虫の食草であるヒメカンアオイ、成虫の吸蜜植物であるカタクリ、ショウジョウバカマ、スミレ類が生育している。



これらの植物は、雑木林が放置され、林内が暗くなると消滅するため、間伐や下草刈りなどを行わなければならない。

3. 保全のための規制

ギフチョウ、ヒメカンアオイ、カタクリ、ショウジョウバカマ、スミレ類の採取は禁止する。



4. 保全のための施設

金沢市自然環境保全区域であることを示した標識を設置する。

守り伝えよう かけがえのない自然環境を

金沢市自然環境保全条例



ショウザンミドリシジミ



カワセミ



ニホンカモシカ



キクサモイチゲ



カジカ

条例制定のあらまし

本市には、医王山、奈良岳から続く東部及び南部の丘陵性山地を源とする犀川・浅野川をはじめ、中小15河川が流下し、北西部に広がる市街地を通り日本海へと注いでいます。

また、これらの川は寺町台地・小立野台地など発達した河岸段丘を形成し、さらに海岸部においては砂丘地等もあり、極めて起伏変化に富んだ地形をしています。

この豊かな緑と水脈は本市を形成し、多くの動植物を育てています。

しかし、この美しい自然は、人間の活動により、次第に蝕まれつつあり、また、山村の人口減少は、雑木林・竹林の放置を生み、そこに生息する動植物に大きな影響を与えようとしています。また、近年、地球規模の自然環境保全の重要性と絶滅しつつある動植物の保全が各国で話題になっており、大きな行政課題となっています。

一方、余暇の時間の増大に伴い、市民が自然とのふれあいを求める行動が強まってきています。

こうした、時代の変化に対応し、本市は、**自然は、将来に受け継がれるべき、かけがえのない財産であり、市民・事業者・行政が一体となって、その保全と回復に努めなければならない**という理念に基づき「**金沢市自然環境保全条例**」を制定しました。

金沢市自然環境保全条例

平成5年3月24日

金沢市条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるかけがえのない自然環境を適正に保全し、子孫に継承することにより、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「自然環境」とは、日光、大気、水、大地およびこれらにはくまされた動植物を総合的にとらえたもので、人間の生存の基盤となる環境をいう。

(市の責務)

第3条 市は、自然環境を適正に保全するための基本的かつ総合的な施策を策定し、およびこれを実施しなければならない。

2 市は、広報活動その他の活動を通じ、自然環境の保全の必要性について市民の理解を深めるとともに、その意識の高揚に努めなければならない。

3 市は、地域の開発および整備その他の自然環境に影響をおよぼすと認められる施策の策定およびその実施に当たっては、自然環境の適正な保全に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、自然環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、この条例の目的を達成するために行なわれる市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自然環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、この条例の目的を達成するために行なわれる市の施策に協力しなければならない。

(金沢市自然環境保全審議会)

第6条 自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するため、金沢市自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第7条 審議会は、委員十二人以内組織する。

2 委員は、識見を有する者、関係行政機関の職員および本市の職員のうちから市長が委嘱し、または任命する。

第8条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(金沢市自然環境保全区域の指定)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要な区域を金沢市自然環境保全区域(以下「保全区域」という。)として

指定することができる。

(1) 本市の自然の特徴をよく表している海岸、河川、河岸段丘または湖沼の区域

(2) 天然林が比較的よく保たれている土地の区域

(3) 天然林が伐採された後に生育する二次的な森林の区域のうち、動植物物が豊かな土地の区域

(4) 地形もしくは地質が特異であり、または特異な自然の現象が生じている土地の区域

(5) 貴重な動物が生息し、または貴重な植物が生育している区域

2 次に掲げる区域は、保全区域の区域に含まれないものとする。

(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園の区域

(2) 自然環境保全体法(昭和47年法律第85号)第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域および同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域の区域

(3) 石川県自然環境保全条例(昭和48年石川県条例第55号)第12条第1項に規定する県自然環境保全地域の区域

3 市長は、保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、第14条第1項に規定する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。

第11条 市長は、保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供ししなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、当該保全区域に係る住民および利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 市長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審議会の意見を聴くことができる。

第12条 市長は、保全区域を指定するときは、その旨ならびに保全区域の名称および区域を告示しなければならない。

2 保全区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。(保全区域の指定の解除等への準用)

第13条 第10条第3項前段および前条の規定は保全区域の指定の解除およびその区域の変更について、第11条の規定は保全区域の区域の変更(拡張の場合に限る。)について、それぞれ準用する。

(保全計画の決定等)

第14条 市長は、保全区域における自然環境の保全のための計画(以下「保全計画」という。)を決定しなければならない。

2 保全計画には、次に掲げる事項のうち、必要な事項を定めるものとする。

条例の主な内容

この条例は、私達が生きてゆくために必要な基盤となっているかけがえのない自然環境を守り、子孫に伝えてゆくことによって、現在および未来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。定めてある主な内容は次のとおりです。

●市、事業者、市民それぞれの自然環境の保全についての責務。(第3条、第4条、第5条)

●自然環境保全審議会の設置。(第6条、第7条、第8条、第9条)

●金沢市自然環境保全区域の指定。(第10条、第11条、第12条)

・保全上重要な区域を土地所有者の協力を得て「金沢市自然環境保全区域」に指定します。

・指定とあわせて、その区域の保全計画を定めます。(第14条)

・保全のため必要な場合は、土地の買取りを行ないます。(第22条)

●開発の届出(第15条、第16条、第17条、第18条)

・この区域を開発しようとする者は、30日前までに市への届出が必要です。(第15条)

・必要な場合には助言、指導または勧告を行ないます。(第16条)

●自然環境保全協定(第20条)

・自然環境の保全または回復のために必要な場合は、市と事業者、市と市民の間で協定を結びます。

・市民の間で自然環境の保全または回復のために結ばれた協定は、市で自然環境保全協定と認定し、適切な指導、援助をします。

(1) 保全すべき自然環境の特質その他当該保全区域における自然環境の保全に関する基本的事項

(2) 当該保全区域における自然環境の保全のための規制に関する事項

(3) 当該保全区域における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 市長は、保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

4 第10条第3項前段および前項の規定は保全計画の廃止および変更について、第11条の規定は保全計画の決定および変更(新たな規制を加える変更に限る。)について、それぞれ準用する。

(保全区域内における行為の届出)

第15条 保全区域内において、次に掲げる行為をしようとするものは、当該行為に着手しようとする日の30日前までに、市長にその旨を届け出なければならない。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、または増築すること。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。

(3) 鉱物を採掘し、または土石を採取すること。

(4) 水面を埋立て、または干拓すること。

(5) 河川、湖沼等の水位または水量を増減を及ぼさせること。

(6) 木竹を伐採すること。

2 法令に基づいて国または地方公共団体が行う行為のうち、保全区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがない行為で規則に定めるものについては、前項の規定は適用しない。

3 通常の維持管理行為および軽易な行為のうち、保全区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがない行為で規則で定めるものならびに保全区域内において非常災害時の応急措置として行う行為については、第1項の規定は適用しない。

(保全区域内における行為に対する助言、指導または勧告)

第16条 市長は、前条第1項の届出があった場合において、当該届出に係る行為が当該保全区域における自然環境の保全に重大な影響を与えるときは、当該届出をした者に対し、助言もしくは指導をし、または必要な措置を取るべき旨の勧告をしなければならない。

(国などに関する特例)

第17条 国の機関または地方公共団体が第15条の規定により届出を要する行為をしようとするときは、同条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出の例により、市長にその旨を通知し、協議しなければならない。

(保全区域の指定等に伴う経過措置)

第18条 第12条第2項(第13条において準用する場合を含む。)の規定により保全区域の指定またはその区域の変更(拡張の場合に限る。)の効力が生じた日に当該保全区域内において第15条の規定により届出を要する行

為に既に着手している者またはそれらの効力が生じた日から30日を経過しない間に当該保全区域内において当該行為に着手しようとする者については、同条第1項中「当該行為に着手しようとする日の30日前までに」とあるのは、「第12条第2項(第13条において準用する場合を含む。)の規定により保全区域の指定またはその区域の変更(拡張の場合に限る。)の効力が生じた日以後において速やかに」と読み替えて、第15条第1項の規定を適用する。

(保全区域以外の区域における行為に対する助言、指導または勧告)

第19条 市長は、保全区域以外の区域において、本市の自然環境の保全に重大な影響を与えると認める行為を行なう者に対し、助言もしくは指導をし、または必要な措置を取るべき旨の勧告をすることができる。

(協定の締結等)

第20条 一定の区域内に存する土地の所有者またはこれを使用することができる権利を有する者は、その相互において当該区域の自然環境の保全または回復に関する協定を締結することができる。

2 市長は、前項の協定でその内容が自然環境の保全または回復に寄与すると認められるものを自然環境保全協定として認定することができる。

3 市長は、本市の自然環境の保全または回復のために必要であると認めるときは、土地の所有者またはこれを使用することができる権利を有する者と自然環境の保全または回復に関する協定を締結することができる。

(援助)

第21条 市長は、自然環境の保全または回復のために必要であると認めるときは、技術的な援助をし、または予算の範囲内において、補助金の交付等の財政的な援助をすることができる。

(土地の買取り)

第22条 市長は、保全区域の指定した場合において、必要であると認めるときは、予算の範囲内において、当該保全区域内に存する土地の所有者からその土地を買い取ることができる。

(実地調査)

第23条 市長は、保全区域の指定もしくはその区域の変更、保全計画の決定もしくは変更または第20条第3項に規定する協定の履行の確認のために必要であると認めるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、実地調査をさせることができる。

2 前項の規定により実地調査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。